

総社市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

総社市教育委員会教育長 久 山 延 司

総社市教育委員会規則第 1 号

総社市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

総社市教育委員会事務局処務規則（平成 1 7 年総社市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表（第 1 0 条関係）					別表（第 1 0 条関係）				
1 略					1 略				
2 財務に関する事項					2 財務に関する事項				
事 項	部 長	教育総務 課長	合 議	摘 要	事 項	部 長	教育総務 課長	合 議	摘 要
略					略				
7 建設工事等の起工及び変更に関すること。	100万円 以上 <u>200万円</u> 以下	100万円 未満 主務課長	100万円 以上 教育総務 課長		7 建設工事等の起工及び変更に関すること。	100万円 以上 <u>130万円</u> 以下	100万円 未満 主務課長	100万円 以上 教育総務 課長	
8 建設工事等の契約に係る予定価格の設定に関すること。		<u>200万円</u> 以下 主務課長			8 建設工事等の契約に係る予定価格の設定に関すること。		<u>130万円</u> 以下 主務課長		
略					略				
節	部 長	教育総務 課長	合 議	摘 要	節	部 長	教育総務 課長	合 議	摘 要
略					略				
14 工事請負費	100万円 以上	同上			14 工事請負費	100万円 以上	同上		

改正後					改正前				
	200万円 以下					130万円 以下			
略					略				
3及び4 略 備考 略					3及び4 略 備考 略				

附 則
この規則は，令和7年4月1日から施行する。